

# 固定資産税・都市計画税は 1月1日の現況で所有者に課税

土地と家屋の平成26年度固定資産税と都市計画税は、平成26年1月1日現在の現況に基づき、平成26年1月1日現在の所有者に課税されます。

△1月1日以前に家屋の取り壊しや床面積の増減があった場合は、速やかに課税課資産税係までご連絡ください。

△1月2日以降に家屋を取り壊した場合や土地や家屋を売却された場合でも、平成26年度の固定資産税および都市計画税は、1月1日現在の所有者に課税され、納めていただくこととなります。

◆問い合わせ 課税課

## 償却資産の申告は1月31日までに

償却資産とは、会社や工場、商店、農業などの事業のために使用している構築物、機械、備品などです。

償却資産の所有者は、毎年1月1日現在における当該償却資産について、その所在・種類・数量・取得時期・取得価額・耐用年数などの、償却資産課税台帳の登録および価格の決定に必要な事項を1月31日までに申告しなければなりません。

なお次の①～④は、課税対象になりません。

- ①耐用年数1年未満の資産
- ②取得価格が10万円未満の資産で法人税法等の規定により一時に損金算入されたもの(少額償却資産)
- ③取得価格が20万円未満の資産で法人税法等の規定により3年以内に一括して均等償却するもの(一括償却資産)
- ④自動車税および軽自動車税の対象となる車両

### ◎資産の種類

構築物	構築物	門、塀、舗装路面、煙突、ネオン、庭園、その他土地に定着する土木設備など
	建物附属設備	受・変電設備、建物から独立した設備など(家屋に含めて評価されるものは除く) 建物の所有者以外の方が施工した造作など
機械および装置	工作機械、印刷機械、土木建設機械、食品製造加工設備、その他各種製造設備等の機械・装置など	
船舶	貨物船、油槽船、客船、ボート、はしけ、漁船など	
航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダーなど	
車両および運搬具	大型特殊自動車、動力運搬車、貨車など	
工具、器具および備品	パソコン、陳列ケース、看板、測定工具、事務机・椅子、ロッカー、冷蔵庫、自動販売機など	

## 認定長期優良住宅新築で固定資産税を減額

「認定長期優良住宅」を新築した場合、その家屋の固定資産税額の2分の1相当額を減額します。

△認定長期優良住宅とは、長期にわたり良好な状態で使用することができるように、長期使用構造等が講じられた優良な住宅であるとして、京都市知事が認定した住宅です。

△減額される住宅の要件  
①平成21年6月4日から平成26年3月31日までに新築された住宅  
②併用住宅の場合、居住部分の割合が全体の床面積の2分の1以上であること  
③床面積は、専用住宅が50㎡以上280㎡以下、併用住宅は居住部分の床面積が50㎡以上280㎡以下

△減額の範囲 居住部分(120㎡以下相当分に限る)の固定資産税額の2分の1  
△減額の期間 3階建て以上の準耐火構造および耐火構造住宅は新築後7年間。それ以外の住宅は新築後5年間  
△手続き 認定を受けて新築された住宅であることを証明する書類(認定通知書)の写しを添付して、1月31日までに申請してください。

この減額と新築住宅に係る軽減を兼ねて受けることはできません。他にも、「耐震改修」「バリアフリー改修」「熱損失防止改修」を実施し、その改修が一定の条件に当てはまる場合、固定資産税が減額されます。

◆問い合わせ 課税課

### 宇治税務署からのお知らせ

## 確定申告会場は「宇治税務署1階」です

開設期間 2月3日(月)～3月17日(月)(土・日・祝日を除く。ただし、2月23日(日)と3月2日(日)は開設します)。

※2月14日以前は還付申告に限ります。

開設時間 午前9時～午後5時

※混雑の状況により、午後4時頃に受付を終了させていただく場合があります。

※申告会場へお越しになる際には、なるべく公共の交通機関をご利用ください。



※2月17日(月)～25日(火)(土・日を除く)には、年金受給者、給与所得者、小規模事業者のための相談・申告受付を、八幡市文化センターでも行います。

e-Tax データ送信! 便利な 申告書の作成は 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で!!

画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税の確定申告書や青色申告決算書などを作成できます。

また、作成したデータは、「e-Tax(電子申告)」を利用して提出できます。

※e-Taxの利用に際しては、電子証明書の取得(手数料が必要)、ICカードリーダライタの購入などの事前準備が必要です。

### 公的年金等を受給されている人へ

次の①と②の両方に該当する場合は、所得税および復興特別所得税の確定申告(提出・納税)が不要です。

- ① 公的年金等の収入金額の合計額が、400万円以下
- ② 公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が、20万円以下

ただし、①と②の両方に該当する場合でも、所得税および復興特別所得税の還付を受けられる人は、確定申告書の提出が必要です。

#### ご注意ください!

所得税および復興特別所得税の確定申告が不要でも、住民税の申告が必要な場合があります。

住民税に関しては、市役所課税課市民税係におたずねください。

法改正により  
平成26年1月から

### 個人で事業や不動産貸付等

を行う全ての人は記帳と帳簿等の

保存が必要になりました!!



記帳と帳簿等の保存が必要!

#### 記帳する内容

売上げなどの収入、仕入れや経費について、取引年月日や金額等を帳簿に記載します

#### 帳簿書類の保存

帳簿のほか、請求書・領収書などの書類を整理して保存する必要があります

※ 所得税及び復興特別所得税の申告の必要がない人も対象となります

記帳・帳簿等の保存制度や記帳の内容の詳細は、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)に掲載されていますので、ご覧ください。詳しくは、宇治税務署(0774-44-4141)にお問い合わせください。